（内航海運業法施行規則の一部改正）

第二十三条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第一号様式から第九号様式まで中「第24条」を「第23条」に改める。

第十号様式を削る。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

様式第三号を削る。

（航空法施行規則の一部改正）

第二十五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条を次のように改める。

第二百三十九条　削除

第三十号様式を次のように改める。

第三十号様式　削除

（道路法施行規則の一部改正）

第二十六条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「第七十七条第四項」を「第七十七条第五項」に改める。

第六条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（離島航路整備法施行規則の一部改正）

第二十七条　離島航路整備法施行規則（昭和二十七年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

別記様式を削る。

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二十八条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第三十条中「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第三十一条及び第三十一条の二を削り、第三十一条の三を第三十一条とする。

第三十二条を削る。

第二号様式及び第四号様式から第六号様式までを削り、第三号様式を第二号様式とする。

（空港法施行規則の一部改正）

第二十九条　空港法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とする。

附則第三条中「、第十九条及び第二十条」を「及び第十九条」に改める。

第五号様式を削る。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第三十条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第十一号様式を削る。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第三十一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十三を次のように改める。

第十条の十三　削除

第二十五条の二を次のように改める。

第二十五条の二　削除

第二十五条の十を削る。

第三十条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第三号の八を次のように改める。

様式第三号の八　削除

別記様式第十六号を次のように改める。

様式第十六号　削除

別記様式第十六号の五を次のように改める。

様式第十六号の五　削除

「国　土　交　通　大　臣
（北海道開発局長）
地方整備局長
知事　印」

を「知事　印」に改め、「令和」を削る。

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第三十二条　内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条及び別記様式を削る。

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）

第三十三条　港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とする。

別記様式を削る。

（自動車ターミナル法施行規則の一部改正）

第三十四条　自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十二条及び第三号様式を削る。

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第三十五条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項及び第二十九条第三項中「第三十三条第二号」を「第三十二条第二号」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

第三十五条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加え、同条を第三十四条とする。